

# 特定非営利活動法人フェアスタートサポート

## 倫理規程

特定非営利活動法人フェアスタートサポート（以下「この法人」という。）は、その社会的使命と職責の重大性に鑑み、この法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）が遵守すべき事項を、以下のとおり定める。

### （組織の使命及び社会的責任）

第1条 この法人は、その設立目的に従い、事業運営に当たらなければならない。

### （社会的信用の維持）

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

### （基本的人権の尊重）

第3条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

### （法令等の遵守）

第4条 この法人は、関連法令、この法人の定款、倫理規程及びその他の規程を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

- 2 役職員は、特定非営利活動促進法の定める罰則規定の適用を受け、懲役や罰金等に処せられることがあり得る立場であることを十分認識して、業務に当たらなければならない。
- 3 役職員は、宗教団体、政党、特定の公職の候補者、暴力団等に助成資金が活用されることのないよう、細心の注意を払わなければならない。
- 4 この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。
- 5 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

### （私的利益追求の禁止）

第5条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

### （利益相反の防止と欠格事由の確認）

第6条 この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

- 2 この法人は、総会及び理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。
- 3 この法人は、役員が特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当する者でないことを確認するため、役員に自己申告をさせなければならない。

(特定の個人等の利益を目的とした事業及び特別な利益を与える行為の禁止)

第 7 条 役職員は、特定の個人又は団体の利益の増大のみを目的として、事業を行ってはならない。

- 2 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付や助成その他の特別な利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第 8 条 この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第 9 条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第 10 条 この法人の役職員は、能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第 11 条 この法人は、別に定めるところによりコンプライアンス委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。(令和 6 年 8 月 27 日理事会決議)